

広島県告示第七百八号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和五年一月四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和四年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

犬吠地区

二 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

三 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市浦崎町の国土地理院四等三角点「田下」（北緯三四度二四分〇九秒八七〇三、東経一三三度一七分一八秒七八一四、標高八〇・七メートル）

基点一 基準点から二五七度五六分〇七秒の方向七〇四・四五メートルの点

基点二 基点一から一八八度四〇分四一秒の方向七八一・七九メートルの点

基点三 基点二から七一度四四分五四秒の方向一五六・四〇メートルの点

四 指定年月日

令和四年九月十五日